

じどうかんまつりにおいて「こどもの権利」普及の取組

取組の背景・目的

国立市では、平成26年度より市内児童館の統一行事として「じどうかんまつり」を開催している。

今年度においては、4月1日に子どもの権利・子どもの豊かな育ちを守るための条例「子ども基本条例」を施行し、11月20日を「子ども権利の日」として制定したことから、普及活動の一環として本イベントの中で、「子どもの権利」に関する子どもと大人のトークセッションを開催した。（条例を制定した当市児童青少年係主催）

取組の概要

- ・実施場所

国立市矢川プラス みんなのホール

- ・実施日

令和7年11月23日 12時～13時

（「じどうかんまつり（12時～16時）」の一つのコーナーとしてトークセッションを開催

- ・職員体制

常勤：8人 非常勤：1名

- ・事業の実施方法

直営で実施しており、当市外の参加者は、本条例のSVである弁護士、矢川プラスユースワーカー、市内小・中・高校生の5名。ファシリテーターは当市児童青少年課長が担当。

トークセッションのテーマは、「遊ぶところ・学ぶところ・相談するところ」で、登壇した子どもたちと、日頃子どもに関わる大人とが、子どもの権利について、それぞれの立場で望むものは何かを気楽な雰囲気の中で話し合った。

工夫点・留意点

子どもたちがステージで話ができるよう、弁護士には子ども側についてもらい、当日開始前に作戦会議を実施。その効果もあり、子どもたちは積極的に意見を出してくれた。



取組の効果

子どもの声を聴き、尊重する大人が、親だけでなくこの身近な児童館にも居ることを認知してもらう機会となった。また、自らの意見や思いを大人に伝えることのハードルはそれほど高くないということを、参加した児童のみならず、じどうかんまつりに参加しステージを見ていた児童及びその保護者等を感じる機会となった。

課題・今後の展開

子どもの権利の啓発を進めるとともに、子どもの権利の視点で、子どもとの対話や企画を意識した事業展開を行っていきたい。